



市会だより

第93号

平成30年(2018年) 4月15日発行

京都市会ホームページ

京都市会

検索



●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713 京都市印刷物 第306025号

平成29年度補正予算及び民泊関連議案等について 丁寧かつ活発な審議を行い 可決しました。

2月市会 2/16▶3/20 の報告 前半

民泊について京都市会はこう動いた!

市会のこれまでの取組

国へのアクション

・意見書の提出
(平成28年6月及び平成29年3月)

地域の現状に応じた民泊運営ルールの法制化を求める

市政等へのアクション

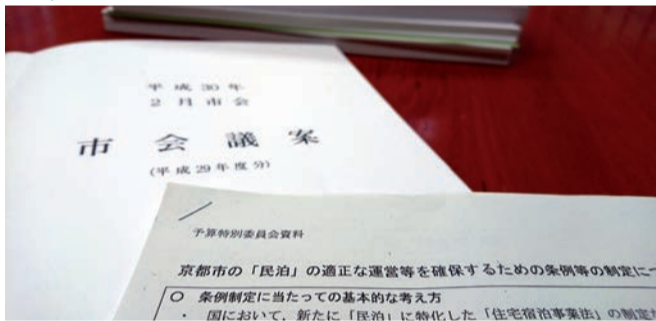
・本会議や常任委員会で徹底的な議論
・付帯決議を付す(平成29年3月)
・決議を採択(平成29年5月及び11月)

地域における宿泊施設を巡るトラブルが発生する中、いち早く、違法民泊対策の強化などに向けて議論を開始

実効性のある条例の制定や違法民泊対策の強化を求める

2月市会

2/16 民泊関連議案の集中審査を実施!



市民的にも社会的にも非常に関心が高く、市民や宿泊者の安心・安全や市民生活との調和が図れるルールを定めるため、関係する全ての部署を集めて集中審査を実施



「市会のこれまでの取組」を踏まえ、条例としてまとめられたんだ!



京都市会
マスコットキャラクター
またきち

2/23 本会議



条例案を一部修正するとともに、付帯決議を付けて可決



条例案の一部修正

住宅宿泊事業者の努力義務規定の例示に「**地域住民との間で住宅宿泊事業の運営に関する協定を締結すること**」を加えました。

市民生活の安心安全を守ることができるよう市会として、条文を修正しました。

市会からの忠告です!

付帯決議

市民生活への影響を最小限にするよう、市会から市長に対応を求めました。

- 状況の的確な把握、実情に応じた条例の運用
- 現地対応管理者の遵守事項をガイドラインに明記
- 適正なごみ処理と周辺住民の生活環境への配慮 など

MEMO

審議された民泊条例

- 住居専用地域での営業制限**
1月15日～3月15日までに限定
※「家主居住型」及び「一定の条件を満たす京町家」を除く
- 駆け付け要件**
・原則、おおむね10分以内に到着可能な場所に管理者を置く
- 避難通路が狭い(1.5m未満)場合**
・1回の宿泊は5人以下の1組に限定
・町内又は市長が認める範囲内に管理者を置く など

条例ができた後も、状況をしっかり確認、検証して、引き続き議論していくよ! 宿泊者の皆さんにも、京都の奥深い魅力を感じて欲しいね!



京都市会
マスコットキャラクター
マタリーヌ

●「民泊」関連議案以外の平成29年度の主な議案

・**京都市一般会計補正予算**
(市営住宅耐震改修工事、中央市場再整備事業など)

・**中央市場第二市場再整備事業請負契約の変更**

主な代表質疑を2・3面で紹介します!



2月22日、23日の本会議で16名の議員が代表質疑を行いました!

代表質疑とは?

本会議で提出された議案について、議員が各会派を代表して、提出者に対する質疑を行うことです。2月市会では、例年、翌年度の当初予算議案を中心に、市長等に対する代表質疑を行います。